

仕 様 書

本仕様書は、京都府警察本部長（以下「甲」という。）が、受注者（以下「乙」という。）と締結する電動断裁機の賃貸借契約に適用するものとする。

1 業務名

電動断裁機の賃貸借契約

2 賃貸借期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日までの間（60箇月）

3 納入期限

令和7年7月31日（木）まで

4 数量

電動断裁機（以下「機器」という。） 1式

5 納入設置場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部総務課 本館2階印刷室

6 機器の仕様

ホリゾン製「APC-450」相当品以上（詳細は次のとおり）

- (1) 裁断幅 : 最大 450mm以上であること。
- (2) 裁断高さ : 最大 60mm以上であること。
- (3) 裁断奥行 : 40mm以上、450mm以下であること。
- (4) プレス方式 : 自動締め方式 10kN（1,000kgf）であること。
- (5) 記憶容量 : 30コース、99工程（合計300点）以上あること。
- (6) 突出し量 : 40mm以上、60mm以下であること。
- (7) 断裁速度 : 9秒以下であること。／サイクル（50Hz）
8秒以下であること。／サイクル（60Hz）
- (8) 電源 : 単相 100V, 50/60Hzであること。
- (9) 消費電力 : 単相 100V, 50/60Hz, 900W以下であること。
- (10) 機械寸法 : 幅 847mm×奥行 907mm×高さ 1,400mm以内であること。
- (11) 質量 : 330kg以下であること。
- (12) その他機能 : カッティングライン（白色LED）付き
プログラム断裁機能（四則計算キー付き）
エリアセンサー付き、断裁後自動突出し機能
0.1mm単位の微調送りボタンとデジタル表示、つぶしモード
- (13) 付属品 : スペアカッター（1枚）、カッター交換工具を付属させること。

7 機器の納入作業

乙は、機器を上記3納入期限までに上記5に示す納入設置場所に搬入し、使用可能な状態に設定した上で納入作業を完了すること。

また、納入作業の際に排出した廃棄物については、乙が持ち帰ること。

8 保守及び点検

(1) 乙は、機器を納入した日から賃貸借開始後の12箇月間は、甲の求めに応じ必要な都度機器メーカーの無償保証による修理、点検等の保守を行うこと。

(2) 乙は、本契約の2年度目以降は、毎年度1回以上の定期点検を行うこと。また、前号と同様の保守を行うこと。

9 その他

(1) 乙は、機器を搬入するときは、施設等に損傷を与えないよう丁寧に取扱い、庁舎の業務に支障を来さないよう十分注意すること。

(2) 乙は、作業員が作業に従事するときは、制服等を着用させ作業員であることを明確にすること。

(3) 乙は、機器の運搬車両が納入設置場所に出入りする際は、歩行者及び公用車の通行を妨げないよう道路交通法等関係法令を遵守し、一時停止等の措置をとること。

(4) 乙は、納入作業中に公用車の通行の妨げとなった時は、作業を一時中断し、運搬車両を移動させる等の措置をとること。

(5) 本仕様書は、業務の大要を示すものであるので、具体的な事項については、関係法令を遵守の上、実施すること。

(6) その他本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、それを定めるものとする。